

令和 7 年度

埼玉県建築物衛生管理研修会

日 時：令和 8 年 1 月 20 日 (火)

午後 2 時から

場 所：埼玉会館 小ホール



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

 彩の国 埼玉県
保健医療部生活衛生課

令和7年度埼玉県建築物衛生管理研修会

次 第

日 時：令和8年1月20日（火）
午後2時から
場 所：埼玉会館 小ホール

1 開 会

2 挨 捶

埼玉県保健医療部生活衛生課長 片山 智之

3 研 修

（1）特定建築物における室内空気環境の維持管理及びデジタル技術の活用について

講師 国立保健医療科学院 建築・施設管理研究部
上席主任研究官 金 勲 様

（2）空調・換気ダクトの維持管理について

講師 一般社団法人日本空調システムクリーニング協会
専務理事 花木 俊介 様（東亜管財株式会社 所属）

4 閉 会

參考資料

特定建築物立入検査結果等について(令和6年度分)

1 特定建築物数(全県)

	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
特定建築物数 (民間施設)	55 (9)	132 (132)	441 (440)	489 (332)	164 (48)	64 (62)	150 (109)	1495 (1064)

2 立入検査における指摘項目

*埼玉県実施分(さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。)

項目	全国 不適率(%)	埼玉県* 不適率(%)	項目	全国 不適率(%)	埼玉県* 不適率(%)	
帳簿書類の備え付け	12. 8	35. 9	給 水 管 理	飲料水水質検査	3. 5 11. 1	
空気環境の測定	1. 1	0		飲料水水質基準の遵守	0. 5 0	
浮遊粉じんの量	1. 6	5. 1		給湯水水質検査	8. 0 25. 0	
一酸化炭素の含有率	0. 6	0		給湯水水質基準の遵守	1. 8 0	
二酸化炭素の含有率	18. 0	10. 3		貯水槽の清掃	0. 8 3. 7	
温度	40. 0	45. 5		貯湯槽の清掃	7. 0 25. 0	
相対湿度	59. 8	100		雑用水の残留塩素含有率検査	4. 8 0	
気流	3. 1	2. 6		雑用水の残留塩素含有率の遵守	6. 2 33. 3	
冷却塔への供給水	1. 9	0		雑用水の水槽の点検	5. 2 0	
加湿装置への供給水	1. 1	0		雑用水の水質検査	5. 9 0	
冷却塔の汚れの点検	6. 8	0		pH値の遵守	2. 3 0	
冷却塔の清掃	5. 0	0		臭気	1. 0 0	
加湿装置の汚れの点検	12. 3	0		外観	1. 3 0	
加湿装置の清掃	10. 7	0		大腸菌	1. 2 0	
排水受けの点検	14. 3	0		濁度	1. 1 0	
給 水 管 理	残留塩素の含有率検査	2. 1	11. 1	その他	排水設備の清掃	8. 7 13. 3
	残留塩素含有率の遵守	1. 7	4. 2		定期清掃	6. 7 2. 6
	給湯水の残塩含有率検査	7. 1	25. 0		ねずみ等の防除	3. 8 2. 6
	給湯水の残塩含有率の遵守	3. 4	0			

3 特定建築物の冷却塔水におけるレジオネラ属菌の検査 (令和6年7月～9月、埼玉県実施分)

レジオネラ属菌の菌数 (CFU/100mL)	検出限界値 未満	10～ 100未満	100～ 1, 000未満	1, 000～ 10万未満	合計
検体数	14	1	1	4	20(15施設)

建築物環境衛生管理基準一覧

R4.4.1

	建築物環境衛生管理基準等	管 理 の 方 法	
		厚生省令事項	維持管理要領など
空 氣 環 境 の 管 理	1. 空気環境測定 (機械換気設備は(4)、(5)除く) (1) 浮遊粉じん : 0.15mg/m ³ 以下 (2) 一酸化炭素 : 6 ppm " (3) 二酸化炭素 : 1,000 ppm " (4) 温 度 : 18~28°C (冷房時は、外気との温度差を著しくしない) (5) 相 対 湿 度 : 40~70% (6) 気 流 : 0.5m/s以下 (7) ホルムアルデヒドの量 : 0.1mg/m ³ 以下	①2月以内ごとに1回、定期的に測定 ②各階ごとに実施 ③「ホルムアルデヒドの量」は、特定建築物の建築及び大規模の修繕等を完了し、その使用を開始した日以後、最初に到来する6/1~9/30の間に1回測定する	①空気調和設備及び機械換気設備の維持管理 ②外気取入口の位置
	2. 浮遊粉じん測定器の較正		登録較正機関で1年以内ごとに1回
	3. 冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後は1月以内ごとに1回、定期に汚れを点検し、必要に応じて清掃等を実施	要注意対象の冷却塔 ①特に、易感染性の患者、老人等が利用する施設において、外気取入口に對して距離が10m未満、又は飛散水が届くと考えられる冷却塔
	4. 冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回	②月1回の洗浄を行い、定期的なレジオネラ属菌の検査を行うか、化学的洗浄の後、抗レジオネラ用空調水処理剤を投入する。数日以上にわたる長期停止後の運転開始時には殺菌処理を実施 ～レジオネラ症防止指針 第4版～
飲 料 水 等 の 給 水 等 の 管 理	1. 水質基準 (1)水道水のみ使用 16・11項目、消毒副生成物 (2)地下水など使用 16・11項目、消毒副生成物 全項目、有機化学物質、フェノール類	①16・11項目 6月以内ごとに1回、定期に実施 ②消毒副生成物 年1回(6月1日~9月30日の間) ③全項目 竣工後、給水開始前に1回実施 ④有機化学物質等 3年以内に1回、定期に実施 ※水道水のみ使用 ①② 地下水など使用 ①②③④ の検査を行う	①受水槽・高架水槽等の衛生管理 ②貯湯槽の衛生管理 ③中央式給湯設備による給湯水の水質検査及び残留塩素測定の実施 ④貯湯式の給湯設備や循環式の中央式給湯設備における湯温の管理(湯槽内60°C以上、末端の給湯栓で55°C以上) ⑤防鏽剤の濃度 防鏽剤を使用している場合、2月以内ごとに1回(注入初期は7日以内ごとに1回)、防鏽剤の濃度を定期に測定 (注) ・11項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度) ・16項目(11項目+重金属4項目、蒸発残留物1項目) ・全項目(水道法に基づく水質基準51項目)
	2. 給水栓の 残留塩素	(1)平常時 : 0.1ppm 以上 (2)緊急時 : 0.2ppm 以上	7日以内ごとに1回、定期に実施
	3. 貯水(湯)槽の 清掃等	貯水(湯)槽の点検・清掃	清掃は、1年以内ごとに1回 定期に実施
	4. 防鏽剤の濃度		
管 理 雜 用 水 の 管 理	1. 水質基準 (1)散水、修景、清掃用の水 pH値:5.8~8.6 臭気:異常でないこと 外観:ほとんど無色透明 大腸菌:検出されないこと 濁度:2度以下 (2)水洗便所用の水 (1)の「濁度」を除く全項目	①pH、臭気、外観については、7日以内ごとに1回定期に実施 ②大腸菌、濁度については、2月以内ごとに1回定期に実施	(注)水道水のみを雑用水に用いる場合は、規則の対象外とする。
	2. 給水栓の 残留塩素	(1)平常時 : 0.1ppm 以上 (2)緊急時 : 0.2ppm 以上	7日以内ごとに1回、定期に実施
	3. 雜用水槽の 清掃等	容量、材質、水源に応じ 適正な方法により実施	点検等、水が汚染されるのを防止するため必要な措置
排 管 水 理	排水に関する 設備の掃除等	設備の補修、掃除等	掃除は 6月以内ごとに1回、定期に実施 ①排水槽の衛生管理 ②排水配管系統の衛生管理
清 掃 ・ 廃 棄 物 処 理	清 掃 (日常・定期清掃)	適切な方法で行う	日常清掃のほか、大掃除を6月以内ごとに1回、定期に実施 6月以内ごとに1回、定期に、清掃用機械・器具及び保管庫の点検を行う
	廃棄物処理	衛生的かつ効果的な方法で処理する	6月以内ごとに1回、定期に廃棄物処理設備を点検する
防 除	ねずみ等の処理	ねずみ等の発生・侵入防止並びに駆除	①食品取扱施設、廃棄物処理施設等は2月以内ごとに1回実施 ②IPMIによる防除
その 他	冷却塔などの 使用水の管理		レジオネラ属菌の定期的な検査の実施(冷却塔水・給湯水・雑用水など) ～レジオネラ症防止指針 第4版～

◆水質検査項目一覧

※ 水道水のみ使用の場合①・②、地下水など使用の場合①・②・③・④の検査を実施

No.	項目	①6ヶ月以内に 1回検査項目 (注1)	② 消毒 副生成物 (注2)	地下水など使用の場合	
				③給水開始前 検査項目	④3年以内に1回 検査項目
1	一般細菌	●		●	
2	大腸菌	●		●	
3	カドミウム及びその化合物			●	
4	水銀及びその化合物			●	
5	セレン及びその化合物			●	
6	鉛及びその化合物	◎		●	
7	ヒ素及びその化合物			●	
8	六価クロム化合物			●	
9	亜硝酸態窒素	●		●	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ		●	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●		●	
12	フッ素及びその化合物			●	
13	ホウ素及びその化合物			●	
14	四塩化炭素			●	●
15	1,4-ジオキサン			●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン			●	●
17	ジクロロメタン			●	●
18	テトラクロロエチレン			●	●
19	トリクロロエチレン			●	●
20	ベンゼン			●	●
21	塩素酸		●	●	
22	クロロ酢酸		●	●	
23	クロロホルム		●	●	
24	ジクロロ酢酸		●	●	
25	ジブロモクロロメタン		●	●	
26	臭素酸		●	●	
27	総トリハロメタン		●	●	
28	トリクロロ酢酸		●	●	
29	ブロモジクロロメタン		●	●	
30	ブロモホルム		●	●	
31	ホルムアルデヒド		●	●	
32	亜鉛及びその化合物	◎		●	
33	アルミニウム及びその化合物			●	
34	鉄及びその化合物	◎		●	
35	銅及びその化合物	◎		●	
36	ナトリウム及びその化合物			●	
37	マンガン及びその化合物			●	
38	塩化物イオン	●		●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			●	
40	蒸発残留物	◎		●	
41	陰イオン界面活性剤			●	
42	ジェオスミン			●	
43	2-メチルイソボルネオール			●	
44	非イオン界面活性剤			●	
45	フェノール類			●	●
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●		●	
47	pH値	●		●	
48	味	●		●	
49	臭気	●		●	
50	色度	●		●	
51	濁度	●		●	

(注1)毎年行う1回目の検査結果が水質基準に適合していた場合、◎の5項目は次回の検査を省略できる。(16項目→11項目)

(注2)消毒副生成物の水質検査は、6月1日～9月30日に実施すること。

＜特定建築物に係る届出先＞

令和8年1月

県保健所	代表電話	担当区域
南部保健所	048-262-6111	蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	春日部市、松伏町
草加保健所	048-999-5515	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2941-6535	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須保健所	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町
熊谷保健所	048-578-4561	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

保健所設置市	代表電話
さいたま市保健所	048-840-2227
川越市保健所	049-227-5103
越谷市保健所	048-973-7532
川口市保健所	048-229-3913

令和7年度埼玉県建築物衛生管理研修会資料（令和8年1月）

埼玉県保健医療部生活衛生課
環境衛生・ビル監視担当
電話 048-830-3606



埼玉県ホームページ
「建築物衛生」のページ

※資料の無断転載等は禁止します